

意見陳述書

2021年12月13日

富山地方裁判所 御中

原告 和田 廣治

原告の和田廣治です。はじめに原告団長として、裁判所には原告8名全員に意見陳述の機会を認めていただき、本訴訟提訴に至った原告一人一人の思いなどについて、生の声を聞いていただいたことに感謝いたします。

私は2013年3月に富山県職員を定年退職し、現在は年金生活者です。在職中は福祉専門職として、児童相談所の児童福祉司や児童自立支援施設などの指導員を歴任しました。子供達の命と人権を守るとともに、人生を誤らないよう導くことにも日夜務めました。

《志賀原子力発電所問題に関わった経過について》

1979年3月に米国スリーマイル島原発で炉心溶融事故が発生し、原発は安全だと思っていた私は驚きました。北陸電力が志賀町に原発建設を計画していることも知りました。

その頃に読んだ書籍では、「冷却材喪失」「全電源喪失」「ジルコニウム合金製の燃料棒と水の反応による水素発生と爆発」「緊急炉心冷却装置(ECCS)の作動不能」「炉心溶融」等々、高木仁三郎さん(核化学)や水戸巖さん(放射線物理学)など多数の学者が原発の技術的な危険性を40年前にすでに明確に指摘していました。原発推進派の学者達は「非科学的だ。原発は安全だ。」と批判しましたが、2011年3月の福島原発事故では、それらが全て実際に起きました。

《市民の質問や申し入れを玄関払いで拒否を繰り返した北陸電力》

1980年代に入り、私は富山の市民有志で、志賀原発への市民の素朴な疑問を聞いてもらい教えてもらうおうと北陸電力本店に何度も申し入れに行きましたが、そのたびに「説明する必要はない」と拒否され、玄関のドアを閉められる事が続きました。

1986年4月のチェルノブイリ原発事故では、数千kmに及ぶ広範囲な放射能汚染で事故収束作業に従事した労働者・消防士・軍人など数千人が死亡し、子供達も甲状腺がんや多くの病気が多発して死亡するなど、原発の危険性が明らかになりました。しかし北陸電力は頑なな姿勢を続け、1988年12月に志賀原発1号機の建設工事を強行しました。

《1990年から北陸電力株主総会に参加》

株主総会は、私達一般市民が志賀原発中止の声を会社経営陣に直接届ける唯一の機会です。私は1990年に北陸電力の株主となり、その年の定時株主総会に初めて参加しました。以後、ほとんどの株主総会に出席しています。

はじめの数年間、私達が発言を求めて挙手をしたり、議長の指名で発言席に立っただけで、多数の株主から暴力的な野次と罵声が機関銃のごとく浴びせられました。私達の質問の声はかき消され、身の危険さえ感じました。そして、議長である北陸電力会長は、そ

のヤジを制止せず、立ち往生した株主に発言を催促するだけでした。

そこで、数年たった株主総会で、私は発言の中で議長に対して、「多数のヤジで株主の質問権が妨害され、議長も静止しないので、株主総会決議無効の提訴も含めて検討する」と付言しました。すると、翌年の株主総会からは、あの暴風のようなヤジがピタッと止まりました。きわめて組織的対応だったことが、とてもよくわかりました。

《本訴訟の提訴に至った経過について》

その後は会場のヤジは減ったものの、株主の質問に対する社長らの答弁は不十分でしたが、それは少数株主の限界として私はそれ以上の対応は考えませんでした。

しかし、2018年の株主総会では、従来の取締役の答弁とは大きく外れ、株主の質問に対して代表取締役副社長が揶揄するような不誠実で不適切答弁を繰り返しました。

福島原発事故で北陸に避難している株主が、「志賀原発で事故の場合に事故収束作業に当たる労働者の放射線被曝を心配する」と質問をしたところ、石黒伸彦副社長は従業員の放射線被曝について「無尽蔵ではなく、決められたもの（注：緊急作業時の国の被曝基準）で対応する」と答弁しました。志賀原発所長を歴任し現在は北陸電力原子力本部長である石黒副社長は、志賀原発で従業員らの放射線被曝で「無尽蔵」とは、従業員らがどんな事態になるのかを考えたいと発言したのでしょうか。しかも、原発事故による放射能汚染で安住の地を奪われて北陸に避難している株主に対して、あまりに失礼で心無い発言です。

別の株主が、「志賀原発1号機は運転開始からすでに20年以上経過し、いずれ必ず廃炉にする必要がある。今から具体的な検討や調査研究を進めないと、安全な廃炉は実現できないのではないか。」と質問しました。原子炉の寿命が40年と国の基準が前提です。

それに対して石黒伸彦副社長は、「廃炉は現時点で考えていない。300年、500年続くわけではなく、いずれ廃炉にしなければならない。」と答弁しました。直後に株主の抗議であわてて「今でしたら40年。」と付け加えました。

いずれの答弁も、会社や従業員を思い真剣に質問した株主に対して、議長の指名で会社を代表した答弁です。議長は訂正もせず質疑を打ち切り、議案の採決を始めようとしていました。そこで私は議長に対して、この答弁の訂正等を求めて発言を希望しましたが、議長は拒否して採決を強行して、議事を終了してしまいました。

私はこのような株主総会及び取締役は会社法の趣旨や社会の一員としての道を誤っており、北陸電力の経営の健全性も志賀原発の安全も危ういと考え、本訴訟を提訴しました。

《今年の株主総会でも、取締役が回答拒否を連発》

さて、本年6月25日に開催された第97回北陸電力株主総会では、会場での株主の質問は1人2分に制限され、株主の質問に対して取締役は、回答拒否や不十分な説明を繰り返しました。以下の質問への回答拒否は、今年の北陸電力の株主総会を象徴しています。

①株主：『2030長期ビジョン』の財務目標の志賀原発再稼働時期や稼働率の説明を。

取締役：財務目標は一定の前提で計算しているが、具体的回答は控える。

②株主：志賀2号機は全国の原発で最も稼働率が低く、4000億円以上の建設費は回収できたのか。多額の安全対策工事費が回収できるのか。その場合、想定稼働率は？

取締役：採算性は十分にある。投資回収などは回答を控える。

いずれも議長の指名で常務取締役が答弁し、社長らは補足も修正もしませんでした。しかも、後日社長らが作成した会社の正式な議事録には、「回答を控える」という記載はありません。都合の悪いことを隠す姿勢と言えます。

『平成25年版原子力施設運転管理年報』(独立行政法人原子力安全基盤機構)によると、電力会社別設備利用率で北陸電力は、50,8%で全国最下位です。志賀原発2号機の設備利用率は35,3%で他社の原発の半分程度で最下位です。それを踏まえた経営問題での株主の質問にも、取締役は回答拒否を繰り返しました。議長は質問希望者を無視して質疑を打ち切り、議案を採決して総会を終了させました。その結果、1時間29分という全国9電力会社で北海道電力に次いで2番目の短かさでした、これが今年の北陸電力の株主総会の実際の姿です。

志賀原発1号機の臨界事故隠しが発覚した2007年の北陸電力株主総会で、3時間40分かかった総会の最後に筆頭株主の富山県が異例の発言をし、「公共性の強い事業者として、安全性確保・地域住民の信頼が不可欠であり、再発防止策の確実な実行及び地域住民に対する、わかりやすい十分な説明を強く求めたい」と発言しました。残念ながら現在の取締役らには、株主や県民への説明責任が求められていることの自覚は感じられません。

加えて金井豊被告は、社長当時の2020年1月23日に開催された原子力規制委員会第55回臨時会議「原子力規制委員会と北陸電力経営層による意見交換」で、「私としては、例えば、一般的にアンケートをとると6割は原子力反対です。」(原子力規制委員会作成の議事録より)と自ら発言しています。私達の主張は「原子力発電に反対する個人的な主義主張」ではなく、多数の県民の声でもあります。

《裁判所にお願ひすること》

志賀原発の再稼働を認めると、もしも数十年の運転期間に地震等で大事故が起きれば、北陸地域が広範囲に放射能汚染され、私達やこれから生まれてくる全ての命が危険にさらされます。積雪時に事故が発生したら、私たち住民は避難することも困難になります。まして福祉施設では避難は不可能になります。仮に事故がなくても、志賀原発で発生する大量の放射性廃棄物を今後数百年、数千年、数万年にわたり、子々孫々に厳重管理を押し付け、そして生きとし生けるすべての命に、重大な危険性と膨大な費用を押し付けます。安全で美しい自然環境を未来の世代に引き継ぐことは、今を生きる私達大人の責任です。

被告らは『弁論更新にあたっての意見書』で、「経営方針が妥当でないと考える株主は、(中略)株式を売却することにより、リスクを回避することができる。」と述べています。私は、自己の利益のために志賀原発廃炉を求めているものではありません。私は北陸電力の株主として、会社や取締役が誤った認識や経営姿勢で志賀原発再稼働を進めていることに対して、その誤りを正すことにより、多くの県民の命と生活を守ると共に北陸電力の経営の健全化を図ることこそが、北陸電力の株主としての社会的責任であると考え、この訴訟に取り組んでいます。

裁判所におかれましては、今を生き、未来を生きる子供達や全ての命が救われるよう、志賀原発の運転差止めにつながる判決を一日も早く出されることを、心よりお願いいたします。

以上